

事務連絡
令和2年1月31日

都道府県
各 指定都市 認定こども園担当課 御中
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

青少年のインターネット利用に係る低年齢層の子供の保護者向け
普及啓発リーフレットの活用促進について（依頼）

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力いただき大変ありがとうございます。

近年、未就学児童の段階からスマートフォンやタブレット端末を用いてインターネットに接する機会が増え、利用者の低年齢化が顕著となっております。

政府としては、子供が安全に安心してインターネットを利用できるようにするために、幼稚園、保育所等を通じて「低年齢層の子供の保護に対する周知・啓発活動を推進」することとしています。こうした状況を踏まえ、別添のとおり、主として就学前の子供を持つ保護者に向けたリーフレットが作成されました。

つきましては、都道府県、指定都市及び中核市の認定こども園担当課におかれましては、別紙リーフレットを管内の認定こども園及び市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

○リーフレット「スマホ時代の子育て」は、こちらからダウンロードできます。

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html

(本件担当)

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

Tel : 03 (6257) 3095

Fax : 03 (3581) 2521

事務連絡
令和2年1月31日

子ども・子育て本部
認定こども園担当 御中

政策統括官（共生社会政策担当）付
青少年環境整備担当

青少年のインターネット利用に係る低年齢層の子供の保護者向け普及
啓発リーフレットの活用推進について（依頼）

平素から青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を
賜り、誠にありがとうございます。

近年、未就学児童や小学校低学年の段階からスマートフォンやタブレット端末を用いてインターネットに接する機会が増え、利用者の低年齢化が顕著となっております。

政府としては、平成30年7月27日に決定した「第4次青少年インターネット環境整備基本計画」において、「子供の低年齢期からの保護者、家庭への支援」を新たな柱として盛り込み、子供が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、幼稚園、保育園等を通じて「低年齢層の子供の保護者に対する周知・啓発活動を推進」することとしております。

こうした状況を踏まえ、内閣府において、関係省庁と連携し、主として就学前の子供を持つ保護者に向けたリーフレットを作成いたしました。

本リーフレットは、低年齢層の子供がゲームを利用するに当たっての保護者の悩みに對して、ゲームの内容についてのレーティング（年齢区分）や、ゲームの使用時間等についてのペアレンタルコントロール（保護者による管理機能）等について解説しているものです。

貴職におかれましては、本リーフレットを研修会や会議等で配布することにより、特に適切なインターネット利用について啓発が必要な保護者に対して、この問題の重要性が伝わるよう、積極的に活用いただくようお願いします。

なお、本リーフレットは、必要に応じ、内閣府ホームページ（注）からダウンロードの上、御活用ください。

注：https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html



リーフレット掲載ページ QR コード

（本件問い合わせ先）
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
青少年環境整備担当 03-5253-2111（内線 38259、38258）